

第10期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告
 - 企業集団の現況に関する事項
 - 財産及び損益の状況
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先の状況
 - 株式に関する事項
 - 新株予約権等に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 社外役員に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結計算書類
 - 連結貸借対照表
 - 連結損益計算書
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告
 - 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

フリー株式会社

上記に掲げた事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)	第10期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売 上 高	4,516,950 千円	6,895,240 千円	10,258,082 千円	14,380,373 千円
経 常 損 失 (△)	△2,850,936 千円	△2,938,129 千円	△2,719,141 千円	△3,085,882 千円
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△2,778,440 千円	△2,972,985 千円	△2,756,177 千円	△11,609,024 千円
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△68.27 円	△66.18 円	△54.88 円	△208.22 円
総 資 産	7,380,958 千円	17,898,314 千円	55,286,315 千円	47,413,069 千円
純 資 産	4,510,056 千円	13,854,571 千円	46,871,624 千円	36,428,622 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は、第8期より連結計算書類を作成しており、第7期は参考として連結財務諸表の数値を記載しております。
 3. 当社は2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。
 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)	第10期 (当事業年度) (2022年6月期)
売 上 高	4,579,049 千円	6,928,022 千円	10,300,835 千円	13,517,521 千円
経 常 損 失 (△)	△2,764,820 千円	△2,852,149 千円	△2,540,749 千円	△1,666,202 千円
当 期 純 損 失 (△)	△2,692,189 千円	△2,886,697 千円	△2,884,333 千円	△11,527,826 千円
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△66.15 円	△64.26 円	△57.43 円	△206.76 円
総 資 産	7,464,765 千円	18,078,095 千円	53,896,327 千円	46,480,433 千円
純 資 産	4,596,307 千円	14,027,110 千円	46,916,007 千円	36,506,510 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

事業	主要製品
プラットフォームサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ freee会計 ・ freee人事労務 ・ freeeプロジェクト管理 ・ freee会社設立 ・ freee開業 ・ freee申告 ・ freeeサイン

(3) 主要な営業所 (2022年6月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都 品川区
関西支社	大阪府 大阪市都島区
九州支社	福岡県 福岡市中央区
中部支社	愛知県 名古屋市中村区

(4) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
916 名	260 名増

(5) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

該当する事項はございません。

2. 株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 164,818,764株
 (2) 発行済株式の総数 56,695,564株
 (3) 株 主 数 7,571名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
佐々木 大輔	11,090千株	19.56 %
MSIP CLIENT SECURITIES	6,792	11.98
MSCO CUSTOMER SECURITIES	3,143	5.54
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,470	4.35
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,437	4.29
株式会社リクルート	2,277	4.01
DCM VI, L. P.	2,125	3.74
横路 隆	2,038	3.59
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,318	2.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,266	2.23

（注）持株比率は自己株式（2,431株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付を受けた者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	3,651 株	3 名
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-
取締役 (監査等委員)	1,095	3
監査役	-	-

3. 新株予約権等に関する事項（2022年6月30日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第3回新株予約権	第14回新株予約権
保有人数		
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	1名	0名
当社社外取締役（監査等委員を除く） （社外役員に限る）	0名	0名
当社取締役（監査等委員）	0名	1名
新株予約権の数	4個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 12,000株	当社普通株式 15,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 61円	1株当たり 505円
新株予約権の行使期間	自 2015年11月21日 至 2023年11月19日	自 2021年2月5日 至 2029年2月4日
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)

名 称	第15回新株予約権	第16回新株予約権
保有人数		
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	1名	0名
当社社外取締役（監査等委員を除く） （社外役員に限る）	0名	0名
当社取締役（監査等委員）	0名	1名
新株予約権の数	58,800個	3,334個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 176,400株	当社普通株式 10,002株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 505円
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	自 2021年4月9日 至 2029年4月8日
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)

名 称	第17回新株予約権	第20回新株予約権
保有人数		
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	0名	0名
当社社外取締役（監査等委員を除く） （社外役員に限る）	0名	0名
当社取締役（監査等委員）	1名	1名
新株予約権の数	1,166個	3,746個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 3,498株	当社普通株式 11,238株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 505円
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	自 2021年6月30日 至 2029年6月29日
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)

名 称	第21回新株予約権	第22回新株予約権
保有人数		
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	0名	3名
当社社外取締役（監査等委員を除く） （社外役員に限る）	0名	0名
当社取締役（監査等委員）	1名	0名
新株予約権の数	2,000個	12,213個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 6,000株	当社普通株式 12,213株
新株予約権の払込金額	無償	1株当たり 30円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 8,240円
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2027年9月28日	自 2022年10月1日 至 2028年10月29日
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)(注2)

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に記載された売上高が以下に定める水準を全て満たしている場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (i) 2021年6月期において売上高が9,657百万円を超過した場合
- (ii) 2022年6月期において売上高が13,000百万円を超過した場合

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

3. 2019年9月25日付で行った普通株式1株につき3株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。

4. 会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	ユミ ホサカ クラーク	Quicken Incorporated 統合金融サービス本部長	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	内 藤 陽 子	フリーファイナンスラボ株式会社 監査役 株式会社サイトビジット 監査役	社外取締役内藤陽子は、当社の子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社及び株式会社サイトビジットの監査役であります。
	川 合 純 一	グーグル合同会社 マネジングディレクター	社外取締役川合純一は、グーグル合同会社の業務執行者であり、当社と同社との間にはWeb広告等の取引関係がありますが、取引額は当事業年度当社連結売上高の1%未満（同社から見た当社との取引額も売上高の1%未満）であり、「Google」がインターネット業界のインフラであることを踏まえると、当該取引は僅少であります。また、同氏は当社との取引には業務上一切関与しておりません。
	浅 田 慎 二	One Capital株式会社 代表取締役CEO 株式会社スマレジ 社外取締役 projection-ai株式会社 代表取締役 スタリク株式会社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	ユミ ホサカ クラーク	取締役会 (開催10回中10回)	長年にわたるフィンテック業界における知識と経験に基づき経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っています。
社外取締役 (監査等委員)	内藤陽子	取締役会 (開催14回中14回) 監査役会 (開催4回中4回) 監査等委員会 (開催10回中10回)	公認会計士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。
	川合純一	取締役会 (開催14回中14回) 監査等委員会 (開催10回中10回)	長年にわたるインターネット業界における知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。
	浅田慎二	取締役会 (開催14回中14回) 監査等委員会 (開催10回中10回)	長年にわたるSaaS業界における豊富な知見と経験に基づき、独立した客観的な立場から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。

- (注) 1. 社外取締役ユミ ホサカ クラーク氏につきましては、2021年9月29日就任後の状況を記載しております。
 2. 当社は2021年9月29日開催の第9期定時株主総会決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、社外取締役内藤陽子氏の監査役会の出席状況は、監査等委員会設置会社への移行前に開催されたものを記載しております。
 3. 社外取締役内藤陽子氏の取締役会の出席状況については、取締役会14回のうち、社外監査役として4回、社外取締役(監査等委員)として10回出席しました。
 4. 社外取締役川合純一氏及び浅田慎二氏の取締役会の出席状況については、取締役会14回のうち、社外取締役として4回、社外取締役(監査等委員)として10回出席しました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役であるユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,860 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主に国際保証業務基準等に基づく内部統制の整備・運用状況に関わる保証業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針を定め、内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム整備に関する基本方針)

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、全ての取締役・使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

(a) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

(b) 業務執行を担う取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

(c) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・使用人は定められた規程に従い、業務を執行します。

(d) 定期的を実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク管理責任者の指示のもと、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限一覧」に該当事項として定められた事項については、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確にして迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社において、損失の危険の管理、取締役による効率的な職務執行、取締役及び使用人による法令及び定款に適合した職務執行、並びに取締役の職務執行状況の当社への報告が適切になされるよう、以下の取組みを行います。
- (a) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
 - (b) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において、事前に審議し、事後に報告を受けます。
 - (c) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行います。
 - (d) 監査等委員会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じ、子会社に対し、事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置します。
- g. 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査等委員会による指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないこととします。また、当社は、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査等委員会と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。
- h. 監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。
当社は、監査等委員会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。
- i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
 - (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社における「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

a. 取締役会の職務執行

当社では原則として毎月1回、定例の取締役会を開催して意思決定を行っており、業績、コンプライアンス、リスク管理、投資など、その時々的重要政策についても適宜報告をしております。開催に際しては、幅広い意見交換を行い、自由闊達な雰囲気の中、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

b. コンプライアンス及びリスク管理

当社では、コンプライアンス委員会を定期的を開催するとともに、コンプライアンス意識の維持・向上のため、役職員に対する定期的な研修として、例えば「法務・コンプライアンス研修」、「インサイダー取引防止研修」を実施すると共に、個人情報保護法といった重要テーマに関しても、その周知徹底を図っております。また、リスク管理委員会においては、当社グループ全体のリスク管理を行っており、定期的にはリスクの調査、把握、評価及び対応状況の確認、並びに改善活動などを行うことで当社グループのリスク管理レベルの向上を図りながら、リスクの最小化に努めております。

c. 内部監査の実施

内部監査については、内部監査人が内部監査計画に基づき業務監査を実施するとともに、当社の支社及び子会社の内部監査を実施し、代表取締役に報告を行いました。

d. 監査等委員の職務執行

監査等委員会では、リスク認識についてのディスカッションを経て策定した監査計画に基づき監査を実施いたしました。監査等委員は、取締役会の他、リスク管理委員会などの重要な会議への出席や各取締役との意見交換、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった監査手続を通して、経営に対する監査等を行う他、内部監査人及び会計監査人との情報共有、連携を図り、監査を効果的かつ効率的に実施できるよう努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,718,242	流動負債	10,766,471
現金及び預金	42,546,956	未払金	2,137,546
売掛金	1,691,129	未払費用	1,290,446
その他	1,495,420	未払法人税等	174,046
貸倒引当金	△15,264	前受収益	6,296,100
固定資産	1,694,826	賞与引当金	131,405
有形固定資産	—	短期借入金	550,000
建物附属設備	113,003	その他	186,926
減価償却累計額	△113,003	固定負債	217,974
建物附属設備 (純額)	—	社債	26,000
工具、器具及び備品	281,418	長期未払金	10,000
減価償却累計額	△281,418	会員預り金	136,933
工具、器具及び備品 (純額)	—	その他	45,041
投資その他の資産	1,694,826	負債合計	10,984,446
投資有価証券	518,939	(純資産の部)	
敷金及び保証金	1,040,603	株主資本	36,086,413
その他	150,449	資本金	24,724,300
貸倒引当金	△15,166	資本剰余金	40,630,339
		利益剰余金	△29,268,227
		その他の包括利益累計額	8,743
		その他有価証券評価差額金	3,514
		為替換算調整勘定	5,228
		新株予約権	333,466
資産合計	47,413,069	純資産合計	36,428,622
		負債純資産合計	47,413,069

連結損益計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,380,373
売上原価		2,840,832
売上総利益		11,539,541
販売費及び一般管理費		14,582,223
営業損失		3,042,681
営業外収益		
講演料等収入	303	
償却債権取立益	1,057	
還付消費税等	617	
法人税等還付加算金	5,950	
その他	3,234	11,162
営業外費用		
支払利息	4,385	
匿名組合投資損失	481	
投資事業組合運用損	5,372	
為替差損	27,437	
株式交付費	1,730	
譲渡制限付株式報酬償却損	11,673	
その他	3,282	54,363
経常損失		3,085,882
特別利益		
新株予約権戻入益	73	
関係会社株式売却益	8,670	8,743
特別損失		
固定資産除却損	2,663	
減損損失	9,221,296	
その他	409	9,224,369
税金等調整前当期純損失		12,301,508
法人税、住民税及び事業税	16,709	
法人税等調整額	△709,193	△692,484
当期純損失		11,609,024
親会社株主に帰属する当期純損失		11,609,024

連結株主資本等変動計算書
(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	24,151,096	40,057,134	△17,645,362	46,562,867
当期変動額				
新株の発行	302,122	302,122		604,244
新株予約権の行使	271,082	271,082		542,164
連結範囲の変動			△13,839	△13,839
親会社株主に帰属する当期純損失			△11,609,024	△11,609,024
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	573,204	573,204	△11,622,864	△10,476,454
当期末残高	24,724,300	40,630,339	△29,268,227	36,086,413

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,084	-	△2,084	310,841	46,871,624
当期変動額					
新株の発行					604,244
新株予約権の行使					542,164
連結範囲の変動					△13,839
親会社株主に帰属する当期純損失					△11,609,024
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	5,599	5,228	10,827	22,625	33,453
当期変動額合計	5,599	5,228	10,827	22,625	△10,443,001
当期末残高	3,514	5,228	8,743	333,466	36,428,622

連結注記表

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

6社

連結子会社の名称

フリーファイナンスラボ株式会社

フリービズ株式会社

株式会社サイトビジット

Mikatus株式会社

Likha-iT Inc

他1社

上記のうち、Mikatus株式会社については、当連結会計年度において当社が株式を取得したことにより連結子会社となったため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Mikatus株式会社の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。但し、投資事業組合に係る有価証券については持分相当額を純額にて処理しております。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～8年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（5年～15年）で均等償却しております。

⑦収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のプラットフォーム事業においては、顧客との契約から生じる収益は、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

「収益認識会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、この変更による連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

連結損益計算書

「営業外費用」の「その他」に含めておりました「為替差損」（前連結会計年度5,437千円）は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損（のれんを除く）

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 5,301,012千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産は、主に本社移転に係る建設仮勘定等です。無形固定資産は、主に顧客関連資産等です。

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当連結会計年度末においては、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数等を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定しているグループ事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固

定資産を全額減損処理しております。なお、当社グループの減損判定にあたっては、資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っております。

また、翌連結会計年度に取得した固定資産については、資産計上したうえで減損損失を計上する可能性がございます。

(2) 非上場株式の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 181,973千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は、フリー株式会社が保有するものです。

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行っておりますが、回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(3) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 3,920,284千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

主に、株式会社サイトビジット及びMikatus株式会社を取得した際に発生したものです。

当社グループは、のれんが帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当連結会計年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれんに対して、主要な資産の残存耐用年数を見積もり期間とし、中長期経営戦略で想定しているグループ事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、のれんを全額減損処理しております。なお、当社はスモールビジネスに「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」の実現を目指してサービスの開発及び提供をしていることから、減損判定にあたっての資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っているため、本減損損失の判定においてはM&Aに伴うのれんを含む固定資産を対象としており、のれんの減損は個別事業の実績に起因するものではございません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

担保資産

宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

敷金及び保証金 10,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産

①本社移転に伴う減損損失

種類	減損損失
建物附属設備	50,641 千円
敷金及び保証金	68,150 千円
その他	14,175 千円

②グループ事業計画に基づく減損損失

種類	減損損失
建物附属設備	40,496 千円
工具、器具及び備品	222,963 千円
建設仮勘定	1,459,065 千円
のれん	3,920,284 千円
ソフトウェア	1,005,763 千円
ソフトウェア仮勘定	121,316 千円
顧客関連資産	2,318,439 千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

①本社移転に伴う減損損失

当連結会計年度において、本社移転に係る意思決定を行ったため、建物附属設備及び敷金及び保証金等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損処理しております。

②グループ事業計画に基づく減損損失

当連結会計年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれん及びその他固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数等を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定しているグループ事業計画に基づ

く将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	56,695,564株
------	-------------

(2) 自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,431株
------	--------

(3) 当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,839,756株
------	------------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資等によって調達しておりますが、必要に応じて銀行借入等も合わせて検討していきます。なお、デリバティブ取引については行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規定等の整備を行った上で実行する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

投資有価証券については、発行体の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権については与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注1)をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	1,030,603	1,015,185	△15,417
資産計	1,030,603	1,015,185	△15,417
(1) 長期未払金	10,000	10,039	39
(2) 社債	26,000	26,356	356
(3) 会員預り金	136,933	133,557	△3,375
負債計	172,933	169,953	△2,979

(※1) 現金及び預金、売掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	181,973
投資事業組合出資金	336,965
供託金	10,000

非上場株式、投資事業組合出資金及び匿名組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。なお匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。また、投資事業組合出資金については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

供託金については、返済時期が特定できないため、残存期間の将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	42,546,956	—	—	—
売掛金	1,691,129	—	—	—
敷金及び保証金	188,895	799,261	—	42,445
合計	44,426,982	799,261	—	42,445

(注3) 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
短期借入金	550,000	—	—	—	—
社債	—	—	26,000	—	—
会員預り金	—	68,757	68,175	—	—
合計	550,000	68,757	94,175	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金及び保証金	－	1,015,185	－	1,015,185
資産計	－	1,015,185	－	1,015,185
(1) 長期未払金	－	10,039	－	10,039
(2) 社債	－	26,356	－	26,356
(3) 会員預り金	－	133,557	－	133,557
負債計	－	169,953	－	169,953

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フロー(資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後)を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) 長期未払金

長期未払金の時価の算定は、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 社債

社債の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 会員預り金

会員預り金の時価の算定は、返還する元利金の合計額を、新規に同様の預りを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	636円68銭
1株当たり当期純損失	208円22銭

10. 企業結合等に関する注記

(連結子会社の会社分割(新設分割)および新設会社の株式譲渡)

当社は、2021年12月1日付で連結子会社である株式会社サイトビジット(以下「サイトビジット」といいます。)が保有するオンライン学習サービス「資格スクエア」の運営に関する事業(以下「本事業」といいます。)を会社分割(新設分割)により新設会社に承継(以下「本会社分割」といいます。)させると、新設会社の株式を株式会社レアジョブおよび株式会社RISOに譲渡(本会社分割と合わせて以下「本取引」といいます。)いたしました。

(1) 会社分割および株式譲渡の要旨

①会社分割による事業分離先企業の名称及び株式譲渡先企業の名称

イ. 会社分割による事業分離先企業の名称

株式会社資格スクエア

ロ. 株式譲渡先企業の名称

株式会社レアジョブ

株式会社RISO

②分割部門の事業内容

サイトビジットのオンライン学習サービス「資格スクエア」の運営に関する事業

③会社分割および株式譲渡の目的

当社は、「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」の実現を目指して統合型クラウドERPを中核としたサービスの開発及び提供をしております。2021年4月には統合型クラウドERPで法務契約業務をカバーすることを企図し、電子契約サービス「NINJA SIGN」を運営するサイトビジットを連結子会社化し、急成長する電子契約市場に参入しました。

この度、当社及びサイトビジットは統合型クラウドERPの開発に集中するため、サイトビジットが運営する本事業を、個人向けオンライン英会話サービスから、より広い学びの領域へと事業展開を図る株式会

社レアジョブへ譲渡することが最善と判断し、本取引を決定しました。本取引後、サイトビジットと当社は統合型クラウドERPの開発を強化していきます。

④会社分割および株式譲渡日

2021年12月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

イ. 会社分割の方式

サイトビジットを分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割方式です。

ロ. 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は本会社分割に際して普通株式100,000株を発行し、そのすべてをサイトビジットに割当交付いたします。サイトビジットは本会社分割の効力発生日と同日付で、当該株式のうち70,000株を株式会社レアジョブに、30,000株を株式会社RISOにそれぞれ譲渡いたします。

ハ. 株式譲渡の方式

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

関係会社株式売却益 8,670千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	384,664	千円
固定資産	1,150,890	//
資産合計	<u>1,535,555</u>	//
流動負債	729,336	//
固定負債	-	//
負債合計	<u>729,336</u>	//

③会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、処理しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

その他

(4) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	393,074	千円
営業利益	17,801	//

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、Mikatus株式会社(以下「Mikatus」といいます。)を株式交換完全子会社とする現金対価の株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、Mikatus及びMikatusの経営株主等(Japan Ventures I L.P.、Arbor Venture Fund I L.P.、AT-I投資事業有限責任組合、株式会社デジタルホールディングス、株式会社セールスフォース・ジャパン、アイ・マーキュリーキャピタル株式会社、AGキャピタル株式会社、SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、田中啓介及び山崎順弘を個別に又は総称していいます。以下同じとします。)との間でかかる取引の実行に関する合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社株主総会による承認を受けずに行っております。

(1) 本株式交換の概要

①株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称：Mikatus株式会社

事業の内容：税理士向け及び中小企業向けのクラウドサービスの企画、開発、販売

②本株式交換の主な理由

当社は、「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」の実現を目指して統合型クラウドERPを中核としたサービスの開発及び提供をしております。

Mikatusは「いい税理士をあたりまえに」を企業ビジョンとして、税理士のためのクラウド税務・会

計・給与システムA-SaaS（エーサーズ）を会計事務所及びその顧問先に対して提供しております。会計・給与・税務が一気通貫になったクラウドサービスとして2010年の提供開始から信頼とプレゼンスを積み重ねて全国1,000以上の会計事務所でも利用されています。

本株式交換により、freeeグループとして、MikatusがA-SaaSで培ってきたクラウドサービスにおけるノウハウを取り込むことで、全会計事務所及びその顧問先で使えるクラウドサービスを提供できる体制を整えるとともに、A-SaaSの顧客も取り込むことで、会計事務所におけるシェア拡大と顧問先であるスマートフォンビジネスへのfreeeのサービスの浸透を加速させます。

③企業結合日

2022年6月30日

④企業結合の法的形式

簡易株式交換による株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥本株式交換に係る割当ての内容

当社は、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により当社がMikatusの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるMikatusの株主に対し、Mikatusの普通株式1株につき22,415円（総額2,075,247,945円）（以下「本株式交換対価」といいます。）の割合で金銭を交付する予定です。なお、Mikatusの全ての種類株主は、当社と別途合意する時期までに、その保有する全ての種類株式をMikatusの普通株式に転換しております。

なお、Mikatusは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じてMikatusが取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前の時点で消却しております。

⑦本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、「②本株式交換の主な理由」に記載のとおり、2021年7月頃にMikatusとの間で両社の企業価値の向上については株主共同の利益の向上に資する可能性があるかと判断し、Mikatusとの間で本株式交換の諸条件について具体的な協議・検討を開始いたしました。本株式交換は、Mikatusの経営株主等のうちJapan Ventures I L.P.が、主としてMikatusの株式の買取先の選定及び当社との間の本株式交換対価に関する交渉に関与していること並びにMikatusの経営株主等が当社との間で本合意書を締結すること等の事情に鑑み、本株式交換の公正性を担保すべく、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任するとともに、株式会社エイ・アイ・パートナーズをファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む意思決定の方法・過程等について、助言を受けております。

また、Mikatusにおいても、当社及びMikatus並びに経営株主等から独立した第三者算定機関として株式会社investment hubを、当社及びMikatus並びに経営株主等から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定したとのことです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	2,075,247千円
取得原価		2,075,247千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30,756千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

1,107,701千円

②発生原因

主として、Mikatusの今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

なお、当該のれんの全額は減損処理しております。

(6) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

①のれん以外の無形固定資産に配分された金額

2,318,439千円

②主要な種類別の内訳

顧客関連資産

③主要な種類別の償却期間

12年

なお、当該顧客関連資産の全額は減損処理しております。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	220,441千円
固定資産	4,940千円
資産合計	225,381千円
流動負債	703,435千円
固定負債	162,933千円
負債合計	866,368千円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる事業のプラットフォーム事業において、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益であり、一時点で顧客に移転されるサービスから生じる収益の重要性はございません。

よって、開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(3)会計方針に関する事項 ⑦収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	4,899,119
契約負債 (期末残高)	6,296,100

(注) 1. 契約負債である前受収益は、顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受収益で、サービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

(注) 2. なお、当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行

義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

12. 重要な後発事象

連結子会社の吸収合併

当社は、2022年8月24日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるMikatus株式会社を吸収合併することを決議しました。

(1) 取引の概要

①被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称：Mikatus株式会社

事業の内容：税理士向け及び中小企業向けのクラウドサービスの企画、開発、販売

②企業結合日

2022年9月30日（予定）

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、Mikatus株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

フリー株式会社

⑤企業結合の目的

当社グループにおける経営資源の集約及び業務の統合により、更なる経営の効率化を図ることを目的として、吸収合併を行うものであります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	24,151,096	32,099,305	7,957,829	40,057,134	△17,600,979	△17,600,979
当期変動額						
新株発行	302,122	302,122		302,122		
新株予約権の行使	271,082	271,082		271,082		
当期純損失					△11,527,826	△11,527,826
株主資本以外の項目 の当期変動額						
当期変動額合計	573,204	573,204		573,204	△11,527,826	△11,527,826
当期末残高	24,724,300	32,672,510	7,957,829	40,630,339	△29,128,806	△29,128,806

	株主資本	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金		
当期首残高	46,607,250	△2,084	310,841	46,916,007
当期変動額				
新株発行	604,244			604,244
新株予約権の行使	542,164			542,164
当期純損失	△11,527,826			△11,527,826
株主資本以外の項目 の当期変動額		5,599	△33,679	△28,080
当期変動額合計	△10,381,416	5,599	△33,679	△10,409,497
当期末残高	36,225,833	3,514	277,161	36,506,510

個別注記表

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。但し、投資事業組合に係る有価証券については持分相当額を純額にて処理しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

株式報酬引当金

役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のプラットフォーム事業においては、顧客との契約から生じる収益は、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

「収益認識会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、この変更による計算書類及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(1) 貸借対照表

「流動資産」の「その他」に含めておりました「前払費用」（前事業年度332,160千円）は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記しております。

「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「関係会社長期貸付金」（前事業年度160,000千円）は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記しております。

(2) 損益計算書

「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」（前事業年度233千円）は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記しております。

「営業外費用」の「その他」に含めておりました「為替差損」（前事業年度5,437千円）は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 254,732千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、主に連結子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社の株式です。

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込みがあると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 3,264,679千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産は、主に本社移転に係る建設仮勘定等です。無形固定資産は、主にソフトウェア等です。

当社は、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っており、プラットフォーム事業の単一事業であることから、全社を一つの単位としてグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの

判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度末においては、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定している事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

また、翌事業年度に取得した固定資産については、資産計上したうえで減損損失を計上する可能性がございます。

(3) 非上場株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 181,973千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）(2) 非上場株式の評価の②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	52,526千円
長期金銭債権	1,077,200千円
短期金銭債務	29,726千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高	
営業収入	912千円
営業費用	80,433千円
営業取引以外の取引高	2,152千円

(2) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損の主な内容は、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められない関係会社株式の帳簿価額を、減額したことによる損失です。

フリーファイナンスラボ株式会社	242,603千円
フリービズ株式会社	5,470千円
株式会社サイトビジット	2,807,701千円

Likha-iT Inc.	83,610千円
Mikatus株式会社	2,106,003千円

(3) 関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額は、関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を費用処理したことによるものです。

Mikatus株式会社	637,686千円
-------------	-----------

(4) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

フリービズ株式会社	7,621千円
株式会社サイトビジット	688,126千円
Mikatus株式会社	3,300千円

(5) 抱合せ株式消滅差損

抱合せ株式消滅差損は、当社の連結子会社でありました合同会社ノンモを吸収合併したことによるものであります。

合同会社ノンモ	3,819千円
---------	---------

(6) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

① 減損損失を認識した資産

イ. 本社移転に伴う減損損失

種類	減損損失
建物附属設備	50,641 千円
敷金及び保証金	68,150 千円
その他	13,741 千円

ロ.事業計画に基づく減損損失

種類	減損損失
建物附属設備	24,190 千円
工具、器具及び備品	217,700 千円
建設仮勘定	1,425,917 千円
のれん	336,247 千円
ソフトウェア	1,005,970 千円
ソフトウェア仮勘定	122,119 千円

②減損損失の認識に至った経緯

イ.本社移転に伴う減損損失

当事業年度において、本社移転に係る意思決定を行ったため、建物附属設備及び敷金及び保証金等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損処理しております。

ロ.事業計画に基づく減損損失

当事業年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれん及びその他固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定している事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

③資産のグルーピング方法

当社は、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式(注)	-	2,431	-	2,431
合計	-	2,431	-	2,431

(注) 自己株式の増加2,431株は、譲渡制限付株式報酬制度における株式の無償取得によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、減損損失、関係会社株式評価損及び減価償却費等であります。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社サイ トビジット	(所有) 直接70	役員の兼任 事業資金の貸付 け	事業資金の貸 付け (注1)	850,000	長期貸付金 (注2)	1,000,000
				事業資金の貸 付けの利息	1,706	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 事業資金の貸付けについては、市場金利を勘案して両者の合意に基づき決定しております。

2. 子会社への貸付金に対し、688,126千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において688,126千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	東後 澄人	(被所有) 直接1.6	当社取締役	新株予約権の 行使(注)	15,444	-	-
役員	川合 純一	(被所有) 直接0	当社社外取締役	新株予約権の 行使(注)	11,998	-	-
役員	平栗 遵宜	(被所有) 直接0.8	元当社取締役	新株予約権の 行使(注)	75,750	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「注記事項（収益認識に関する注記）」と同一であるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	639円04銭
1株当たり当期純損失	206円76銭

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

13. 重要な後発事象

連結注記表「12. 重要な後発事象」と同一であるため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有吉 真哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリー株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上